

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設、霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、丸岡公園
- 2 指定管理者 霧島市溝辺町麓513番地1
きりしまPPP株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

（提案理由）

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 各施設の概要

(1) 霧島市横川農業交流センターの概要

- ① 施設名 霧島市横川農業交流センター
- ② 位置 霧島市横川町上ノ3590番地9
- ③ 建築年度 平成11年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 791㎡
- ⑤ 設置目的 農業経営技術の向上及び地域住民の連帯意識を高め地域の活性化を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 1,780人（令和2年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 393,471円（令和2年度実績）

(2) 霧島市森林活用環境施設の概要

- ① 施設名 霧島市森林活用環境施設
- ② 位置 霧島市横川町上ノ3590番地3及び3590番地4
- ③ 建築年度 平成11年度
- ④ 構造・面積 木造2階建 延床面積 52.17㎡ 8棟
- ⑤ 設置目的 住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、住民の健康増進を図るため設置
- ⑥ 年間利用者数 1,831人（令和2年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 4,965,670円（令和2年度実績）

(3) 霧島市丸岡会館の概要

- ① 施設名 霧島市丸岡会館
- ② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地54
- ③ 建築年度 会館：昭和59年度
食堂（まるおか桜苑）：平成16年度
- ④ 構造・面積 会館：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 706.40㎡
食堂（まるおか桜苑）：鉄骨造2階建 延床面積 409.00㎡
- ⑤ 設置目的 市民の社会連帯意識を高め、文化教養の向上を図り、併せて保養と福祉の増進に利用することによって豊かで明るい郷土をつくるため設置
- ⑥ 年間利用者数 25,598人（令和2年度実績）
- ⑦ 年間利用料金 18,219,056円（令和2年度実績）

(4) 霧島市横川体験農園の概要

- | | |
|----------|---|
| ① 施設名 | 霧島市横川体験農園 |
| ② 位置 | 霧島市横川町上ノ3600番地 |
| ③ 建設年度 | 平成11年度 |
| ④ 面積 | 672㎡ (27小区画)、1,650㎡ (大区画 (4区画)) |
| ⑤ 設置目的 | 農業者以外の者が野菜又は花等を栽培し、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めるため設置 |
| ⑥ 年間利用者数 | 3人 (令和2年度実績) |
| ⑦ 年間利用料金 | 14,280円 (令和2年度実績) |

(5) 丸岡公園の概要

- | | |
|----------|--|
| ① 施設名 | 丸岡公園 |
| ② 位置 | 霧島市横川町上ノ3201番地1 |
| ③ 建設年度 | 昭和43年度 |
| ④ 面積 | 272,000㎡ |
| ⑤ 設置目的 | 雄大な霧島連山を望む大自然のもと、スポーツやレクリエーションの場を提供し、市民の心身の健康増進を図るため設置 |
| ⑥ 年間利用者数 | 34,903人 (令和2年度実績) |
| ⑦ 年間利用料金 | 6,349,280円 (令和2年度実績) |

2 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在地

- | | |
|-----|---------------|
| 名称 | きりしまPPP株式会社 |
| 代表者 | 代表取締役 山口 克典 |
| 所在地 | 霧島市溝辺町麓513番地1 |

(2) 組織

- | | |
|--------|--|
| 設立年月日 | 平成17年9月14日 |
| 資本金 | 1,000万円 |
| 従業員数 | 職員21人、臨時職員38人 (令和3年7月1日現在) |
| 主な事業内容 | <ul style="list-style-type: none">・一般土木建築工事業・道路舗装工事業・造園及び緑化事業の請負、設計、施工及び管理・スポーツ施設、保養所、研修所、レストラン、ホテル、旅館等宿泊施設及び売店の経営・警備及び保安業務の請負・ビル、マンション及び住宅のメンテナンス及びリフォーム工事 |

請負

- ・旅行の斡旋及び旅行業法に基づく旅行業者代理業
- ・飲食店、喫茶店、駐車場、カルチャーセンターの経営
- ・スポーツ用品、衣料品及び玩具の販売
- ・不動産の売買、仲介、管理及び賃貸
- ・遊技場及び遊園地等の娯楽施設の経営
- ・健康・美容機器、マッサージ器具、化粧品、健康食品、食料品及び清涼飲料水の販売及び輸出入
- ・イベントの企画、構成及び運営並びに芸能及びスポーツに関する興行
- ・出版及び広告宣伝業
- ・前各号に附帯する一切の業務

3 選定結果の概要

指定管理候補者選定委員会においては、申請者が提出した事業計画書等の審査及び申請者からのヒアリングを実施し、各委員（12名）がそれぞれ評点（100点満点）を行った。

その結果、きりしまPPP株式会社の評点の合計が選定基準を満たしているとともに、指定管理候補者として適当であると認められたところであり、その選定に当たっては、次のような意見が出された。

（主な選定意見）

- ・運営時間の考え方について、利用者目線の運営であることを評価する。
- ・市内雇用に積極的であることを評価する。
- ・利用者からの苦情等に迅速に対応していることを評価する。
- ・施設の利用促進について、レストランにおける新たなメニュー開発に積極的である点を評価する。
- ・定期的な施設の設備点検を行っていることにより、利用者の安全確保が図られている点を評価する。
- ・自主事業として、そば打ち教室の開催等、様々な取組を行っている点を評価する。